

2018年2月26日

北総鉄道株式会社

代表取締役社長 平田 憲一郎 殿

(写：国土交通大臣、千葉県知事)

北総線の運賃値下げを実現する会

会長 太田 誠

北総鉄道と千葉ニュータウン鉄道との
線路使用料契約についての質問と要請

貴社益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

私共「北総線の運賃値下げを実現する会（北実会）」は平成11年の結成以来、住民の願いを代表して、貴北総線の運賃値下げを求めて活動しております。

北総線の異常な高運賃を下げるには、収入増、支出減を図って原資を確保することが必要ですが、貴社にとってそれを成しうる、十年に一度の絶好の機会が到来しています。

それは、本年3月末日に迎える貴社と千葉ニュータウン鉄道株式会社との線路使用料に関わる契約更新の機会に、「北総鉄道が支払う線路使用料は小室・印旛日本医大間の運賃収入相当額」という現在の不当・不合理な取り決めを、北総鉄道が適正な利益を上げ得る、合理的な内容に改定することです。

これに関して私共は2015年（平成27年）10月31日付及び2016年（平成28年）4月4日付と二度にわたり貴社に質問書を提出し、それぞれに文書にてご回答をいただきました。

しかし、それらは質問事項に十分なお説明がなく、疑問は全く解消しておりませんので、ここに改めて質問するとともに、上記線路使用料契約の更新に関して下記の通り要請致します。

3月5日までに文書でご回答をいただきたくお願い申し上げます。

記

(1) 私共の質問に対し貴社は、「当社が千葉ニュータウン鉄道に支払う線路使用料は小室～印旛日本医大間の運賃収入相当額である」「当社が千葉ニュータウン鉄道に支払う線路使用料と京成電鉄が千葉ニュータウン鉄道に資産の使用対価として支払う線路使用料とは、同じ線路使用料と言う名称を使用しているがその性質が全く異なるものである」（平成27年11月30日付当会宛文書）との説明があり

ました。これについて伺います。

①線路使用料を小室～印旛日本医大間の運賃収入相当額とした理由は何ですか。

②北総鉄道が支払っている線路使用料の性質は、京成電鉄の線路使用料の性質とどこが全く異なるのでしょうか。

(2) 私共の質問に対し貴社は、「当社は千葉ニュータウン鉄道に小室～印旛日本医大間の運賃収入相当額を線路使用料として支払うとともに、同区間の旅客運送営業に関わる費用相当額を千葉ニュータウン鉄道から収受しており、実質的には当社の受益も負担も生じない仕組みとなっている」（平成28年4月28日付当会宛文書）との説明がありました。これについて伺います。

①「旅客運送営業に関わる費用」とは、具体的には、国土交通省「鉄道事業会計規則」の勘定科目の定義による「線路保存費」「電路保存費」「車両保存費」「運転費」「運輸費」「保守管理費」「輸送管理費」であり、その実質は同規則が定義する「運送施設の維持・補修に要する作業費」ではありませんか。

もし、違うのであれば、具体的に説明して下さい。

②「旅客運送営業に関わる費用相当額を千葉ニュータウン鉄道から収受している」とは、貴社が上記の「運送施設の維持・補修に要する作業」を千葉ニュータウン鉄道から委託され、その作業費として収受したものではありませんか。

③「実質的には当社の受益も負担も生じない仕組みとなっている」との事ですが貴社はこの区間で支出しているのは「線路使用料」（＝運賃全額）と上記「運送施設の維持・補修に要する作業」費用です。しかし、千葉ニュータウン鉄道から収受しているのは後者の作業費だけであり、線路使用料は大きな負担となっているものではありませんか。

私共が知るところ、貴社の第二種鉄道事業としてのこの区間の営業収支は毎年大幅な赤字であると国交省へ報告されています。国交省への報告は虚偽ですか。私共への「受益も負担も生じない」の説明が虚偽ですか。ご説明下さい。

(3) 貴社の平成29年6月27日開催の株主総会において、株主としての印西市長が千葉ニュータウン鉄道との線路使用料協定の改訂を求めたのに対して、貴社は「千葉ニュータウン鉄道の累積欠損は未だ解消していない状況であり、協定の『千葉ニュータウン鉄道の累積欠損の解消』という条件が満たされていないため、見直すことはできない」と答えたとのこと。これについて伺います。

①貴社が「千葉ニュータウン鉄道の累積欠損の解消まで線路使用料の見直しはしない」と取り決めた理由は何ですか。

②貴社はその株主総会で「当期末の繰越損失は121億3千4百万円で厳しい経営状況である」と訴えました。他方、千葉ニュータウン鉄道の累積欠損は約11億円とのこと。貴社は自社に多額の繰越欠損がありながら、それを減少するに資する提言を拒否して、他社の累積欠損の解消を優先する理由は何ですか。

(4) 貴社の取締役社長・平田憲一郎氏は同時に千葉ニュータウン鉄道株式会社の代表取締役社長です。貴社の平田社長が、協定改定の好機にもかかわらず、千葉ニュータウン鉄道に支払う線路使用料の現行協定を続けるとすれば、正に自分が代表する千葉ニュータウン鉄道の利益のために、北総鉄道の利益を損じ、北総鉄道への背任行為となります。これについての私共の質問に対し、貴社は「当社と千葉ニュータウン鉄道の間における線路使用条件については、当社の代表取締役である平田憲一郎が、京成電鉄および千葉ニュータウン鉄道の代表取締役に就任する以前より各社間において約定され、各社の代表取締役就任後も従前の約定に基づいて実施されている」（平成27年11月30日付当会宛文書）と述べ、平田社長は現協定締結の当事者ではない、と言わんばかりの説明をされました。

しかし、本年3月末日の協定更新に際しては、平田社長は当事者であり、北総鉄道・取締役社長の忠実義務として、北総鉄道の利益になるように線路使用料を定めなければなりません。それにも拘わらず、前項の「見直しはしない」との発言は、北総鉄道に損害を与え、自身が代表取締役社長である千葉ニュータウン鉄道を利する、北総鉄道取締役社長としての背任行為にあたると思われませんが、再度貴社の見解を伺います。

(5) 最後に要請致します。

本年3月末日に迎える貴社と千葉ニュータウン鉄道株式会社との線路使用料に関する契約更新の機会に、「北総鉄道が支払う線路使用料は小室・印旛日本医大間の運賃収入相当額とする」という現在の不当・不合理な取り決めに破棄し、北総鉄道が営業する第二種鉄道事業区間において、適正な利潤を上げ得るように、原価である線路使用料を大幅に引き下げるように協定を更新することを要請します。

以 上